

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	「器用」の再考：中国語との比較による意味変化を中心に
Author(s)	欒, 竹民
Citation	国文学攷, 256 : 1 - 17
Issue Date	2024-06-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055641
Right	本誌に掲載された論文等の著作権は、著者に帰属します。
Relation	



「器用」の再考 中国語との比較による意味変化を中心に

欒 竹 民

はじめに

語の意味変化は語彙体系の歴史の中に位置づけられるべきものであると考えられる。日本語の中で質量とも和語と比肩するほどの漢語の意味変化もいうまでもなく、日本語の語彙体系の歴史の中に内含されている。従って、日本語の語彙史と意味史を考える時には、漢語の意味変化についての研究は不可欠で且つ重要な部分を成すと言える。多様な漢語の意味変化の全容を把握するために個々の漢語を考究し、その中から法則性を抽出して、意味変化の類型を記述、解明する必要がある。漢語は、日本に伝来し日本語として使用されているうちに本来の中国語より意味の適用範囲が広がったり、狭くなったりするといったような変化が考えられる。かかる意味の幅の変遷は漢語の意味変化の一類型として措定される。

「手先が器用だ」という意味の「器用」は現代日本語では日常用語として用いられているが、その出自となる中国語にはかかる意味用法の存在が見られないようである¹。さて、斯様な現代日本語の「器用」の意味は、日本語に入って如何なる文章ジャンルにおいていつの時代にどのような過程を経て生成されたのか。その諸点を巡って先行研究²では、日本文献を中心に有益な論考が簡潔に為されて、鎌倉時代以前の「器用」の意味については『器量』（能力・力量を示す意）の同義語としてその背後で細々と生きていた」と論じられているが、果たしてそうだったのであろうか。尚、更なる考究を要するかと思われる。小論³は、中国語との比較を通して日本語における「器用」に焦点を当てて、淵源たる中国語の「器用」との関わり方を考察しつつ、その意味用法の記述、意味変化の時代、過程及び文章ジャンルの究明等の点において先行研究の論述に補足を加えてみたいと思う。更にその考察によって、「器用」を意味の幅の狭まるという意味変化の一例として検討してみたい。

I. 中国文献における「器用」

中国文献を表現形式等に基づき、散文、韻文及び仏書に分かって調べたところ、管見の限りの中国文献における「器用」はそのいずれにもその存在が見られる。次に今回の調

査で検出できた用例を列挙しつつ「器用」の意味用法を考察してみよう。下記の8例の「器用」はいずれも『書言字考節用集』にある「器用」についての注釈に引用された春秋左氏傳注「謂_レ物之成器可_レ為_二人_一用_レ者_レ上_レ也」といった意味のように用いられている。

1、無有遠邇、畢獻方物、惟服食器用（尚書、旅獒。注、字体、傍注、句読点等の変更、以下同）

遠近を問わず全てその地方の貢物を献上してくるが、しかしそれは「服食器用」に限っているという意味となる。「器用」は衣服、食物と同じく日常用品としての器物または道具という意味を表している。以下の3例は『春秋左氏傳』の隱公に現れている「器用」である。

2、臧僖伯諫曰、凡物不足以講大事、其材不足以備器用、則君不舉焉（春秋左氏傳、隱公五年）

孝公の子である公子彊が魚を取る漁を見物しようとする隱公に諫言する文脈である。「器用」は有用な器物を表し、つまり、その捕獲した諸物から得られる皮革毛羽等の資材が戦争や祭りに用いる器物を作るのに無用であれば、君たるものは行動を起こさないものであると論じたという意味である。例3、4及び仏典に現れている5も器物、道具という意味としての「器用」となる。

3、若夫山林川澤之實、器用之資、阜隸之事官司之守（同上、隱公五年）

4、乃使公孫獲處許西偏、曰凡而器用財賄、無實於許（同上、隱公十一年）

5、一切衆生養育之相非無其因。有作器用狀如其蓋（菩薩本生鬘論卷第六）

例6の「器用」は『国語』の章昭注に依ると「器、兵甲也。用、耒耜之属也」とあるように、兵器と農具という意味として用いられている。

6、先王之於民也、懋正其德而厚其性、阜其財求而利其器用（国語、周語上）

例7の「器用」は例6と違って、専ら農業用の道具として使われている。

7、器用不便、則農夫罷於塹而草萊不辟易（塩鉄論、禁耕）

8、夫竹木、羸直之物也、彫琢刻削乃成為器用、況人含天地之性、最為貴者乎（論衡 35、量知篇）

例8の「器用」は役立つ道具として用いて、竹や木は粗末なものであるが、彫り磨いたり削ったりすれば立派な道具となると解される。下記の「器用」は有用な器物や道具という無情物を役立つ人材という有情物に比喩的に使用されている。かかる意味転用は無情物の器の容量から人間の度量、心の広さという意味を示すのに変わった「器量」⁴と一脈相通じるところがある。

9、夫賢者、国家之器用也、（略）器用利、則用力少就効重（漢、王褒、聖主得賢臣頌）

才幹の有る人は国家を治める「器用」である。ここの「器用」は比喩的に人材、賢材という意味として用いられるが、「器用利」の「器用」は本来の意味に止まり道具の意を示し、つまり、道具が鋭利であれば、力や手間も省ければ、仕事の効率も上がると解される。

10、而今在任無復能省、及其遷者、多召拜議郎、郎中、若器用優美、不宜處之宐散（後漢書、蔡邕傳五十下）

「器用」は才智、能力のある人を表している。つまり才幹が優れる人材ならば、余剰人員として扱われるべきではないという意味である。

11、盛（徐盛）常畏欽（蔣欽）因事害己、而欽每稱其善、盛既服德、論者美焉（裴松之注）江表傳曰、權謂欽曰、盛前白卿、卿今拳盛、欲慕祁奚邪、欽對曰、臣聞公拳不挾私怨、盛忠而勤彊、有膽略器用、好萬人督也（三国志裴松之注卷五十五、吳志、蔣欽傳）

裴松之の注に依れば、徐盛は胆力もあって如才ない人物であることが分かる。「器用」は才識、能力の具わっているという意味を表すのに用いている。以下の「器用」はその後部構成要素「用」に着目して人材の登用、起用ということを表すようになった例である。それは人材があつてそれが役立つように自ずと必要となるという意味派生のプロセスに沿ったものであろうと推察される。

12、臣願陛下上則先帝、鑷除近禁、其諸州刺史器用可換者、無拘日月三五、以差闕中（後漢書、蔡邕傳五十下）

「器用」は任用という意味として用いる。つまり、「近禁」を廃除して月日や「三五」に拘泥せずに各州刺史の任官と解任をすべきであるという文意と解される。

13、寵（陳寵）奉事先帝、深見委任、若以歲月言之、宜蒙受功勞之報、以才量言之、応受器用之賞、不可以機微之故（晋、袁宏、後漢紀、章帝紀下。中華書局）

「器用」は前文の「以才量言之」の示す意味から重用することを表すと理解される。

14、国家勸学育材、必求為我器用、輔我風教（宋、范仲淹全集、上時相議制举書。中華書局、以下同）

「勸学育材」という目的は「器用」にあるべきである。「器用」は国に役立つ人材の登用という意味として用いられる。

以上、中国文献における「器用」を取り上げてその意味について検討してみたところ、その意義は以下のように記述できるかと思う。

一、役立つ（兵器、農具等を含めての）道具類

二、役立つ人材または才能、才智

三、役立つ人材の登用、任用

と三つに大別されるが、現代日本語の意味とは明らかに異なって、意味の変化が起きていると言えよう。（一）の具象的な原義から「器」の字に具わっている「役に立つもの」という意味を土台に（二）の具体性を伴うことなく抽象的で人の具わっている一般的能力という変化義が生じた。一方、（三）の意義は「用」字の介在によって生まれたのであろう。しかしながら、現代に下った「器用」は姿を消してその意味が他の言葉によって代替されているようである⁵⁰。この点においては現代日本語で日常用語として頻用されてい

る「器用」と対蹠的であると言えよう。尚、現代日本語のように形容動詞ではなく名詞を中心とする用法である。

さて、現代日本語の「器用」の意味用法の由来は何処にあるのか。それについて次項では日本語における「器用」を取り上げて考察してみたい。

II. 日本文献における「器用」

(1) 「器用」のよみ、表記及び使用状況

意味用法の考察に先立ち、まず先行研究においては触れていないが、日本語における「器用」のよみ及び表記について下記の下記の古辞書と古文獻を通して考えてみよう。これは漢語研究にとって不可欠である手続きの一つとなる。

器用 (天理大学附属天理図書館蔵世俗字類抄下84ウ③暈字)

器用 (尊経閣善本影印集成二卷本色葉字類抄卷下下21オ①暈字)

器用 (声点略) キヨウ (前田本色葉字類抄下64オ①暈字)

キ (器) 用 (用) 左傳注 謂下物之成器可レ為_レ人_レ用_レ者_レ上也 (書言字考節用集十二1③言辭) 既_レ非_ス器_一 (音合符) 用_レ (久遠寺藏本朝文粹卷六、申民部大輔狀208⑥、片仮名は傍注、平仮名はマコト点、以下同)

と記してあることから「器用」は夙に一漢語として「キヨウ」と字音読みされていることが分かる。尚、表記としては下記のように「器用」の他に「器要₆」と「機用₇」も僅かながら散見しているが、現行の国語辞典等にはいずれも収載されていないようである。

- 1、嗣嫡者、為引一方之管領、勘決衆庶之理非、次子者、加評定群議之器要、無泥讜言之嘉猷 (鎌倉遺文31555条)
- 2、評定衆意見事、不可有篇頗矯飾之由、及起請文畢、面々及公平可尽意見、但器用評議時者、当年奉行者可立去者也 (同上52097条)
- 3、器要殊_レ可_レ被_レ撰定_レ事_レ候歟 (山密往来271⑪)
- 4、宜_ク依_レ中壇之器用_レ候哉 (同上291④)
- 5、欠所出来者、任供僧之例、可分其半分於新古、抑又使者清廉、為機用而永年可致沙汰者、進退且任上人之意趣 (鎌倉遺文1630条)
- 6、令伝領以来、知行所送年序也、為甥之上、存始終之器用、於今者、相副証文 (同上8705条)
- 7、仙道ヲ学ハウと思フソ (略) 仙人ノ機用カ有ソ、仙人ノ籍ニハ我名ヲハノセラレテ (山谷抄三449⑨)
- 8、貴方ハヨイ斧ノアテソ (略)、器用ノ人テ有 (同上-79①)

とある。漢字表記は異なるものの、意味としては「器用」と変わらないものであろう。これは出自たる中国語との相違点を見せている。斯様な漢字表記語の産出は主として「器

量」の同意異形語である「機量」⁸と同様、「器」と「機」、「用」と「要」の音通に起因するのではないかと推定されよう。それは古く日本人が漢文作成に際して語義、語形よりも寧ろ漢語の発音を先に想起して、その上に漢語表記を選定、書記したためではないかと考えられる。この点については、峰岸明博士が「語を漢字によって表記する過程というものは当該語の語義と語形とに対応する字義と字音乃至和訓を有する漢字を諸漢字の中から選択するという過程として説明するかと思う」と指摘している⁹。かかる選択の過程において前掲の如き同意異形語または和製漢語が多く生み出されるようになる。このような語を案出する仕方は漢字造字法の六書の「仮借、転註」と似て非なることであろう。

続いて日本文献を和文、漢文及び和漢混淆文に分けて、調査したところ、今回管見に及んだ限りの日本文献（主として奈良、平安、鎌倉及び室町時代）から検出した「器用」はその使用状況が下記の表の通りである。

器 用			
用例数	文 献	時代	文章ジャンル
3	令義解	平安	漢文
7	令集解		
1	日本三代実録		
1	政事要略		
1	小右記		
1	久遠寺蔵本朝文粹		
46	鎌倉遺文①①	鎌倉	和漢混淆文
1	保元物語		
3	南北朝遺文中国四国編（五）	室町	漢文
5	後愚昧記		
1	高野山文書（1、4）		
15	武家家訓・遺訓集成		
6	園太暦		
7	親長卿記		
5	多聞院日記		
1	異制庭訓往来		
2	新札往来		
3	山密往来①		
1	尺素往来		
1	庭訓往来		
1	賢济往来		
2	蒙求臂鷹往来		
1	新撰消息往来		

器 用			
用例数	文 献	時代	文章ジャンル
10	土井本太平記	室町	和漢混淆文
1	義経記		
1	遊楽習道風見		
2	御伽草子		
1	室町物語集上・下		
7	毛詩抄		
2	古文真宝彦龍抄		
3	漢書抄		
1	論語抄		
1	山谷抄 [□]		
1	莊子抄		
1	百丈清規抄		
7	六韜秘抄		
2	湯山聯句抄		
155	合 計		

(注：○の数字は「器要」、□の数字は「機用」の用例数である)

日本文献における「器用」は一時期のみ類義関係にある「器量」の使用量及び日本語での登場の時代等¹⁰と比して相違点を見せている。つまり「器用」はその使用範囲も狭ければ、使用頻度も低かった。現代日本語のように常用語に至っていないように思われる。亦、「器量」より日本語への進入も後れを取って奈良時代ではなく平安時代に登場するようになった¹¹。次に時代別に具体例を挙げつつ「器用」の意味用法について検討する。

(2) 平安時代

先ず管見に及んだ初出例の「器用」¹²を取り上げて考察してみる。

1、凡諸国貢献物者（傍注略、以下同）。（割書略）皆盡當土所出。其金。銀。珠。玉。皮。革。羽。毛。錦。（一字略）羅。縠。紬。綾。（割書略）香。菓。彩色。服食。器用。（割書）謂。服食者。（略）。器用者。如下野氈。胸形箭之類是也。及諸珍異之類。（割書）謂。非器用上諸物。自外珍異。種類繁多。故云之類而約也（令義解卷三、賦役令126^⑤）

cf、無有遠邇、畢献方物、惟服食器用（尚書、旅獒）

参考例と同様、諸国の貢物について説くという文脈において「器用」が用いられている。「器用」はその割書に依れば、参考例と同じく「下野氈。胸形箭之類」の如く、毛氈や弓箭等の道具類を表す意味となる。

2、勅兄左大臣常朝臣子之。大臣親愛如子。器用服翫。皆以資之（日本三代実録250⑫）
「皆以資之」の後続文から「器用」は衣服、玩具等といった意味を示す「服翫」のことを指して名詞として日常身の回りの器具という意味を表して、それらを全て常に朝臣の子に資助すると解される。上記の平安時代に見えた例1、2の「器用」はその典拠となる中国語の本義をそのまま摂取して用いている。一方、次の例は中国語の変化義である「人材」とその人材を「登用、任用」という意味としての「器用」となる。

3、而直幹不_レ量^{カイ}涯^{アキテ}分^{ヌメリ}を繆^テ竊^ニ大^ノ業^ノ之名^ヲを既に非^ス器^ノ用^ニ（音合符）用^ニ自^ラ漏^ル明^ノ時^ノ之^ノ禄^ニ（久遠寺蔵本朝文粹卷六、申民部大輔状208⑥）

cf、夫賢者、国家之器用也（漢、王褒、聖主得賢臣頌）

「器用」は参考例と同意で、橘直幹が涯分（身の程）を量らず、繆って大業の名（対策に及第した誉）を竊めり、既に器用（有能な人材）に非らずして自ずから明時（泰平の世）の禄に漏れたりと解釈される。

4、将来（割書）古記云将来謂往前也。不_レ任_二器用_一者。（割書）釋云。任音如林反。周礼鄭玄注曰。任猶用也。論語。孔子云子貢曰。汝器也。注云。汝是器用之人是也。古記云。不_レ任謂不_レ用也器用。論語曰。君子使人器之。必不求備也（令集解卷十七、繼嗣令524③）

「器用」は割書の注に依れば、有能な人材という意味として、それを不任すると解される。

5、凡授_レ業選_レ人。是興_レ法利_レ邦之由也。故諸寺皆令_レ經_二階業_一以備_二器用_一。望請（政事要略卷五十五373②）

「器用」は「授_レ業選_レ人」という前文から任用、起用という意味を表し、つまり、階業を経てその人を任用に備えると理解される。次の例も同じ意味を示している。

6、以太政大臣（藤原頼忠）可為閔白、是累葉重臣、足為器用事趣載宣命、云々（小右記卷十一17⑧）

太政大臣は「累葉重臣」のため、閔白の登用に堪えるという文意となる。

以上、平安時代における「器用」の意味用法について考察してきたところ、その「器用」は中国語の意味用法を殆どそのまま踏襲していることが明らかになり、平安時代の「器用」が「能力、力量」という意味を表す「器量」の同義語として用いられているとされる先行研究の論述との相違点を呈している¹³。続いて鎌倉時代の「器用」を取り上げてその意味用法について考えてみたい。

(3) 鎌倉時代

前出した表の示すように、管見の限りの鎌倉時代文献では室町時代と比べれば「器用」の使用範囲が限られているように見える¹⁴。以下、まず鎌倉遺文に現れた「器用」を取り上げてみよう。

7、於下作職者、經寺僧滿遍評議、可付廉直之器用、更不可有一人自專之儀（鎌倉遺文23189条）

耕作者たる下作職者の選定に当たり、「寺僧満遍評議」を経た上で、「廉直之器用」に付えるべきであると解されるが、「器用」は（廉直なる）人物という意味を表す。つまり、下作職を潔白で正直な人に付与すべきである。下記の例8、9も同様に役立ったりする人材という意味として用いる「器用」となる。

8、学頭者、学業優長、宗旨不邪僻為其器、常住者、学衆者内可至学頭、為人師之器用可補之（同上28779条）

人師と為る人物を学頭として補すべきであることを示す「器用」の意となる。

9、又戰場墜命者、其子孫妻妾并親類郎從等中、雖為何仁撰其器用、充賜所領、可令繼其跡矣（同上32125条）

子孫妻妾及び親類郎從等の中からその「器用」を選び、所領、門跡を継がせるべきであるという文意であるが、「器用」は有能な人として用いられている。対して、次の「器用」は役立つ人材として任用、使用ということを示す例である。

10、凡祢宜等於令參上者、尤可為先之祢宜也、氏俊者為文盲者、有憚于器用、但所積者、朝廷奉祈之忠節（同上5836条）

「器用」は共起する述語「憚」の意味から任用のことを示し、つまり、「文盲」のため人選に堪えられない」ことを表す。

11、令伝領以来、知行所送年序也、為甥之上、存始終之器用、於今者、相副証文、令讓与無量寿畢（同上8705条）

「器用」はその共起する修飾語「始終」と併せて考えると、任用の意で、始終の任用に与えると解される。

12、学衆器用事、専以当寺常住仁可補之、但於稽古拔群者、雖他寺輩（略）可補之（同上52097条）

「器用」は「学衆」と共起することと後続文の「可補之」とを考え合わせると、学僧の選用ということを示す。つまり、その選抜任用に当たっては専ら当寺の常住学衆がそれに補任すべきであると解釈される。一方、以下の例にある「器用」は優れたり役立ったりすること、いわば、才能、能力のあることといったような意味として使われている。

13、巡役及欠怠之時、寺家加催促之刻、修練稽古之倫輩、雖有志離本寺、学業器用之僧侶、依無力去所職（同上5021条）

前文の「修練稽古之倫輩」に対して、その対句としての「学業器用之僧侶」の「器用」はできる、優れることを示し、つまり、学業の立派である僧侶が無力（体力のない）に依って所職（巡役）を辞すると解される。

14、蒙古人可襲来之由、有其聞之間、所下遣御家人等於鎮西也、早速差遣器用代官於薩摩国阿多北方、相伴守護人、且令致異国之防禦（同上10874条）

「器用」は例13と同じく形容動詞的な用法で連体修飾として「代官」に掛かって、有能、役立つという意味として用いられている。早速、有能な代官を薩摩国阿多北方に差し遣わ

すという意となる。

15、於器用弟子者、許閣師匠諸事、可教学御抄以下諸聖教事（同上31965条）

例14と同様、「器用」は形容動詞的な働きとして「弟子」を連体修飾していることと後続文の「教学御抄以下諸聖教事」の文意とを併せて考えると、有能、立派、優れるというよりも寧ろ字等の上手い、技量のあることという具体性を伴っている。つまり、斯様な弟子が教学を受けて以下の諸聖教典を御抄すべきであると理解される。「器用」は人の一般的能力、才能より狭まって具体的な技、技能という意味に傾斜するようになっている。それは室町時代に下ると一層顕在化してくると言えよう。

上述した「器用」の表す有能、優れるといったような意味は「器量」¹⁵にも見られ、いわば、両者は意味的に重なったところを見せている。しかしながら、両語の類義点を細かく見れば、微細な差異が存在しているように見える。即ち「器量」は次の例にある「無邪佞之心、敬重住僧憐愍諸人」等に示すように、単に才能や力量のあるのみならず心の広さ等のような徳性、人品も随伴している。だから、同じ文献において「器用」と「器量」とが共用されている所以であろう。

16、選定器量可令補任三綱供僧等事、右、正直憲法無邪佞之心、敬重住僧憐愍諸人、以如此之僧侶可令補三綱也（平安遺文4892条）

17、御心操上品、殊勝ノ御器量也（鎌倉遺文3382条）

18、主殿二人、以勤厚器量可拵定之（同上1659条）

漢字で綴った和化漢文に対して、今回調べた限りの和漢混淆文に確認できた「器用」は一例しかなかった。その文献は金刀比羅本を底本とした『保元物語』である¹⁶。同文献には「器用」と共に「器量」も3例登場している。両語は何かの違いがあって初めて同一文献に共存し得たのであろうと推察される。以下、その点も併せて考えてみたい。先ず、「器用」を挙げてその意味について考察する。

19、我等五六人は皆一方の大將軍を承べき器用のわか者が、をめをめと頸をのべて、降人にいづるにも及ず、又出家遁世して乞食沙門の身となるべきにてもなし（保元物語中、為義降参の事137^⑨、傍注略、以下同）

cf、吾等五、六人は、皆一方の大將軍を承るべし。器用¹⁷の若者どもが、おめおめと頸を延べて、降人に出づるにも及ばず（日本古典文学全集保元物語中、為義降参の事330^⑩）

「器用」は上述した和化漢文のそれと同じく、役立つ才能という意味として、つまり、武芸に長ける有能な若者がおめおめと首を差し出し、降人となるなんてあり得ないことと解されるが、「器量」の如く人品、人徳といったような含意は読み取れないように思われる。一方、同じ『保元物語』に見えた「器量」は

20、抑左大臣累葉攝祿の家に生て、万機内覧の宣旨を下さる。器量人にすぐれ、才藝世にしられたり（保元物語中、左府御最後付けたり大相国御嘆きの事133^⑪）

21、合戦の庭には兄弟といふ差別候まじ。たゞ器量により候（同上、白川殿へ義朝夜討ちに寄せらるる事99①）

とあるように才幹、人品及び風貌等のような意味合いとして用いられている。更に次の例は
22、きりやう・ことがら・つらたましぬ、誠いかめしげなるもの也（同上、新院御所各門々固めの事付けたり軍評定の事81⑬）

cf、「父、これ程挙し申すあひだ、様あるべし」とて、召し出ださる。気色・事柄・頼魂、実にかめしげなる者なり（日本古典文学全集保元物語上、新院御所各門々固めの事付けたり軍評定の事250⑯）

のように、異本の「気色」の示す意味からも、「器量」は為朝の若武者としての荒々しい風貌という意味で用いられていると解される。

以上、鎌倉時代文献における「器用」の意味用法について考察してみたが、平安時代文献に見られた中国語の原義である（一）「役立つ（兵器、農具等を含めての）道具類」の所在は確認できなかった。対して、平安時代に続いて中国語の出自たる（二）「役立つ人材または才能、才智」と（三）「役立つ人材の登用、任用」が変わることなく引き継がれていると共に、形容動詞的な用法として優れている、上手いこと、さまという新たな意味も生じたと言ってもよからう¹⁸⁾。これは現代日本語に常用されている「手先が器用だ」という意味を発生させる兆しであり、素地でもあろう。尚、使用範囲や使用頻度の格差に止まらず、「器用」と「器量」は意味上の相違点も存しているように見える。その故に、両語は共存、共用できていたのであろう。以下、室町時代以降の「器用」について考察してみよう。

(4) 室町時代以降

管見に入った限りの鎌倉時代文献においては中国語の（一）「役立つ（兵器、農具等を含めての）道具類」という原義としての「器用」が見出せなかったが、次の例のように南北朝の和化漢文にはそれと重なった「器用」を検出できた。

23、鐘好熟銅、銅石雖異、器用相同、法鐘一発、利益無窮（南北朝遺文中国四国編、第五卷4040条。東京堂出版、以下同）

龍藏寺鐘銘に現れている「器用」は前接の文脈から人間ではなく、「銅石」という無情物の作用、役割を表す。つまり、銅石が異なると雖も、物質としての役立つことは相変わらないという意味であると解される。それに対して、同じ遺文には鎌倉時代に続いて役立つ人材とその人材の登用ということを示す「器用」も見られる。

24、為質券入置行重之所之間、捧扱文書等□申之間、被経御沙汰、云文書云道理云器用、去永和五年正月十四日被成下補任之上者（同上4474条）

次の「器用」も同然である。

25、为上裁可被選器用、不可有楚忽沙汰（高野山文書494条嘉慶元年）

26、遵此聖訓被_レ回_レ立身之計。為_レ国家之器用。浴_レ朝廷之恩賞者也（異制庭訓往来1134上⑩）

cf、国家勸学育材、必求為我器用、輔我風教（宋、范仲淹、上時相議制举書）

対して、次に挙げる「器用」は一般的な才能、能力という意味として用いられている。

27、其上当職事者、以器用之仁、可執申之由、自本所被仰下候間（南北朝遺文中国四国編、第五卷4669条）

28、左府被命云、三位中将公藤、就無器用、于今昇進事不申入（親長卿記二240上⑫）

一方、以下の例は「料理」「芸能」「演技」等といった具体的なわざ、腕前、技量が上手いことを示す「器用」である。つまり、「器用」は本来の一般的能力、才知より明らかにその意味範囲が限定されたと考えられる。

29、調菜_ノ仁_ノ古老_ノ行者等_ノ之中_ニ器用之仁定令_レ存知_レ候歟（庭訓往来321⑥）

「器用之仁」は調理の達人という意味として、斯様な調菜の腕前の優れる人が必ず「存知」すると解される。

30、右衛門督等、有合奏、若宮御方当年春秋十二歳、諸芸御器用、誠難有者也（実隆公記文明七年6月15日）

「器用」は形容動詞的に「諸芸」の述語として用いられて、その諸芸の技能、わざに長けていることを表し、故に誠に有難き者なりと解釈される。尚、中国語はもちろんのこと、前の時代にも検出できなかった「御器用」という語形式が登場して、敬意を示す「御」を冠するという表現形式は中国語には存在せず、日本語の独特なものと考えられて、「器用」の日本語への浸透が進んでいることが浮き彫りになっている。

31、金剛カ子当年六歳ニテ始テ西玉母・天子、しやうしやう、合三番沙汰了、器用無計トテ諸人稱美了（多聞院日記天文八年11月28日）

「器用」は「無計（形容を絶している）」という述語からこの上なく優れる能の演技という意味として用いられているため、「諸人稱美」となった。

続いて、和漢混淆文における「器用」を取り上げてその意味用法を検討してみる。先ず注目すべきことは、以下の例のように、和化漢文と同じくこの時代の抄物には「道具、器具」という原義として用いる「器用」も見られる。

32、軍用トハ軍ノ器用也、講義ニハ器用ヲハ委ハ注セサルホトニ一向知ラレス、上古ノ器ナレハ今ハ知ラレスモノトモ也（京都大学蔵本六韜秘抄第四卷1オ④）

軍を行う兵器や器械という意味を表す「器用」となる。下記の例も同意である。

33、王者ノ兵を拳テ挺伐スルニ三軍ノ器用或は攻或ハ守ル時ノ道具（同上2オ③）

34、兵之大威也トハ軍兵ノ大ナル威勢をナスハ器用也（同上2オ⑤）

35、天陣ハ陰陽向背也地陣ハ地ノ利也人陣ハ人と_レ器用也（中略）将帥士卒器械人陣也（同上11ウ④）

とある。つまり、室町時代の下っても中国語の（一）「役立つ（兵器、農具等を含めての）

道具類」という原義は少量ながら長々と受け継がれていると言ってよいであろう。

それに対して、その他の「器用」については土井本『太平記』に現れる「器用」を挙げて考えてみたいが、全部で10例があって、他方「器量」も5例検出できた。同じ文献に両語が共存している以上、両語の意味用法の異同についても併せて探ることとする。まず次の例の示すように「器用」は役立ったり、優れたりする人材や人物という意味として用いられている。

36、「けにも」とおとろき、さはかれて、たれをかをひてにくだすへきとて、そのきようをそ、えらはれける（巻二十一751）

武勇である判官の塩冶高貞を討つためにその追手を派遣すべき場面であり、「器用」は武芸に長じる人物という意味で、つまり、そのような人を選出して討手になるべきであるという文意を示す。

37、せんでいゑいらんあつて、まことにぶようのきようたり、もつともよしさたかいへをもおこすへきものなりとて（巻三十三1085）

「器用」は新田佐兵衛義興という人物評価に用い、「武勇」という連体修飾語から人材ということを示して、武芸に優れた勇氣のある人物であると解される。

38、これそまことに、ぶけのとうりやうともなりぬへき、きようとみえしにつたひやうゑのすけよしおきは、むさしのくに、て、うたれぬ（巻三十四26）

「器用」は例37と同じ人物である義興を讃えるのに用いられて、武士集団の棟梁にもなりうる才幹の持ち主かと思えた解釈される。

39、さゑもんのすけ、しつしよくにきよすへきよしをきゝて、やうやうのひをあけて、しゆしゆのとがをたてゝ、このものかつてそのきようにあらさるよしをそ（巻三十七341）

執事職の登用に値するという器ではない由を將軍へ申し上げたという文意となるが、「器用」は人材という意味を表している。次の例は才能、能力を示す「器用」となるかと考えられる。

40、いまでもし、ぶけのとうりやうとなりぬへき、きようのじんいてきて、てうかを、さみし申ことあらは（巻十三205）

41、かれら二人を、くみてにさため、もしてにあまることあらは、うちらさぬやうに、ようじんせよとて、きようのものとも百よにん、ものゝぐせさせて（巻二十七457）

次の「器用」は任用、登用に近いという意味として使われているように読み取れる。

42、されともそれほとどのけんわうも、まつだいにはあるましかれば、なにことにも、よきまねをはずへし、これをもつて、しはしなれとも、かやうのところをもつて、その御きようにあたり、うんのかたふくたかとき（巻二十七344）

趣味に耽り、幕政を混乱させた暗君として鎌倉幕府第14代執権北条高時が描かれている

文脈に「器用」が用いられている。「器用」は高時のその時に執権という役目に就く、いわば、その登用に充てられて運が衰えたと解される。尚、前掲した和化漢文と同様、日本語化を遂げた「御器用」も現れている。

次の例は鎌倉時代以降に現れてきた「器量ことがら・器量骨柄」という表現に対応して「器用ことがら、器用骨柄」として用いる「器用」も登場している。

43、かすかなるていにてぞ、すみわひ給ける、器用ことから、さるていに見え給ひければ（巻二十六1307）

cf、きりやう・ ことがら・ つらたましむ、誠いかめしげなるもの也（保元物語上、新院御所各門々固めの事付たり軍評定の事81⑬）

「ことがら」と共起する「器用」は先行研究によれば、「器量」と変わらず、人の外貌という意味を表すとされる¹⁹⁾。すなわち、「器用」と「器量」は容姿、風貌を表すという意味において室町時代になって一時的に類義関係となっていたと言えよう。その他の文献にも「器用骨柄」という所在が散見される。

44、さても宇都宮は、遠国侍なれども、器用骨柄、尋常なるかなと感じけり（御伽草子、猿源氏草紙178⑤）

尚、「器用」のみでも人の外貌的な意味として用いられている。

45、顔（顔如渥丹。其君也哉）—諸侯になつても、うてぬ人ぢや、赤面な人ぞ。水に久くつけてをいたれば、うつくしう赤い、其丹のやうな人ぞ。きよう、こつがらが、誠に秦の君と云てうてぬ人ぞ。かう心は、衣裳にも、きようにも、よらぬ物ぢやぞ。徳を治めいではぢやぞ（毛詩抄卷六123⑭）

46、不修儀—ハ威儀人物ヲ立テキヨウヲタシナミナントモセヌ。質素ノホトニソ（蒙求抄三12ウ⑥）

47、生得人を治むる者は、その器用にはよらぬ。その身に備はる智才と、心の勇氣に窮まるぞ」と言うて、群衆の前で散々に恥をかかせた（エソポのハブラス本文と索引、尾長鳥と孔雀の事493③）

その故に、この時代に成立した古辞書では「器用」と「器量」とが同義語として収載されている。

コツガラ キヨウ
骨柄 器用—器量—（図書寮零本節用集28⑥人体）

キヨウ
器用 人躰ことがら也（和漢通用集364③人倫）

キリヤウ
器量 人のこつがら也（同上374④言語）

コツガラ
骨柄 器量—也（同上306①人体）

と記してある。即ち、中国語由来の「器用」は室町時代に入って更に意味の変化が起きて、「器量」の意味領域にも拡大するようになった。しかしながら、『邦訳日葡辞書』には「器用」に関する語釈としてかかる意味が載っていない。

Qiyôキヨウ（器用）技能に長じていること、

Qiyōjin. 1, qiyōna mono. キョウジン. または、キョウナモノ（器用人. または、器用な者）熟練した腕前と才能とをそなえた人.

Qiyōna. 1, qiyōjin. キョウナ. または、キョウジン（器用な. または、器用人）熟練した腕前と才能とをそなえた人. Qiyōni. (器用に) Qiyōsa. (器用さ) (514頁)

とあるように、寧ろ現代日本語における「器用」の意味と殆ど重なって、端的に意味範囲の狭まったという変化を見せているとも言えるが、日本語において発生した人の容姿、風貌という「器量」の変化義まで獲得した「器用」については記されていない。その理由としては編纂者の収録不足に因るのか、または「器用」は『日葡辞書』の成立した時期にその意味が既に消えたためか、等と、色々と推察されるが、この点については更なる検討の余地がある。

上述したように、「器用」は人の容姿や風采を表す意味として「器量」と類義関係を成すようになったが、その他の意味においては果たして「器量」との関りがあるのだろうか。以下、続いて『太平記』に見えた「器量」を取り上げてその点について検討してみる。

48、御ようちのときより、ぶんふの二たういつれもたつしてみえさせ給ひしかは、此みやそまことに、四かいのけきらうもしつめられて、きうしゆせんていの御ついでんをも、やすめまいらせらるへき、御きりやうにておはしますとて（巻三十四544）

この宮とは吉野の將軍の宮で、「文武兩道秀でている」と「四海の逆浪をも静める」という如く評価されている人物である。その人物評価と不評を買った後醍醐天皇の「御追念をも休め参る」という文脈を併せて考えれば、ここの「器量」は鎌倉時代に続いてその宮の心の広さ、徳行も随伴している才徳兼備という意味として理解されれば妥当であろう。つまり、上述した「器用」の役立つ才能、優れる技量という意味とは重なったところがあるものの、相違点も存している。また、「器量」は「器量事柄」という形としても用いられている。

49、こゝにしまつ四らうと申しは、大ちからのきこえあつて、まことにきりやう、ことから、人にすくれたりければ、御大じにあひぬへきものなり（巻十608）

前述したように「事柄」と共起する「器量」は人の容姿、風貌という意味を示し、「器用事柄」と意味的に重なっていると看取されて、両語の通用する点も見せている。

以上、『太平記』における「器用」の意味を中心に、「器量」との異同についても考察してみたところ、「器用」は前の時代の意味を受容した上で、人の外貌を表す新たな意味も発生して、「器量」との類義関係の成立に至った。一方、その新たに生じた、いわば変化義を除けば、「器用」と「器量」とは意味的に異なっていると言ってよいであろう。尚、管見に入った限りの「器用」と「器量」とが共用されている室町時代文献では、いずれも上述した『太平記』と同様に「器用」と「器量」とが意味上において使い分けられて各々の意味領域を保っているように見える²⁰。室町時代の「器用」は下記の例のように明らかに形容動詞としての用法も現れている。これは紛れもなく上掲した『邦訳日葡辞書』

の「キヨウナ、キヨウナモノ」という形容動詞を列挙した拠所となろう。

- 50、孝子が父の喪を除いて、初て内裏へまいる時に、きょうな程に、大将をさせらるゝぞ（毛詩抄卷十四236①）
- 51、（子之昌兮）子之一心は前と同。茂は茂才の心ぞ。器用な人で御座ると云心ぞ。狩に器用な人と云心ぞ（同上卷五9①）
- 52、桜本にて学文（問）する程に、精は月日の重なるに随ひて、人に勝れてはかばかし。学問世に超えて器用なり。されば衆徒も、「容貌は如何にも悪かれ。学問こそ大切なり」との給ひぬ（義経記106①）
- 53、抑、器の事、当芸に於いて、先、二曲三体より万曲となる数達人、是、器用なるべし（世阿弥、遊楽習道風見166④）

とあるように、形容動詞となっているが、意味としては変わることなく役立つ才能、優れる技量、腕前ということを表す。また、確実に現れた形容動詞としての用法の他に「無器用」という語形式も見えて、今日にも至っている。無能無才というような意味で用いられている。

- 54、これを不_レ思_テして公界の仁義をかき、人に悪く謂るゝ無器用の至り也（武家家訓・遺訓集成、伊勢貞親教訓82③）
- 55、歌道の事、無器用共如_レ形もしるべき也（同上82④）
- 56、代々将来候などとして、無器用の人に団并に奉行職被_レ預間敷事（同上、朝倉敏景十七箇条95①）
- 57、人君ノ無器用ナル時ハ国家危メ民カ乱レ（六韜秘抄16ウ③）
- 58、それは無器用者にて中々我等が跡はなるまじきと申され候（甲陽軍鑑品第四十七 194③）

むすび

以上、出自となる中国語と比較しながら日本文献における「器用」について時代別、文章ジャンル別にその意味用法を考究したところ、以下のことが判明したかと思う。「器用」は一漢語として早くも平安時代文献に登場して、鎌倉時代に入って中国語の意味を引き継いでいながら中国語の「役立つ才能、能力」より更にそれを限定化させて、物事を行う技量、腕前等といった具体性を伴う意味も発生して、室町時代に下ると一層際立つようになり今日に繋がっているように思われる。いわば、意味の幅の狭まるという意味変化が生じたと言えよう。また、室町時代における「器用」は既に鎌倉時代から「器量」と「才能、能力」を表す意味において重なるようになったことを介して、「器量」の変化義だった人の容姿、風貌という意味をも獲得し、意味の派生が続いたのである。用法としては既に鎌倉時代に登場した形容動詞的な用法を土台に明らかな形容動詞としての「器

用」が現れてきた。更に「御器用」という語形式も見られて「器用」という漢語が日本語への同化実態を一層浮き彫りにさせた。又、「器量」と意味として重なっているところがありながら、それぞれの意味分担を為している。つまり、「器用」は、「器量」と鎌倉時代から室町時代にかけて類義関係を保ちつつ各自の意味領域を担っていると言つてよいが、その後は両語の意味消長によって現代日本語のように、その類義関係が途絶えて意味範囲の狭まったことが定着したことになる。

漢語研究を行う上で、漢語の意味変化は閑却できない研究課題である。多様な漢語の意味変化の全容を把握するために一つ一つの漢語を考究し、その中から法則性を抽出して、意味変化の類型を記述、解明する必要がある。意味範囲の狭くなるという変化が起こった「器用」は日本語における漢語の意味変化の一類型と看做されよう。

注：

- 1、例えば、中国では最大発行量を擁する『現代漢語詞典』（商務印書館、第7版、2023）では「器用」が収録されていないし、『漢語大詞典』（漢語大詞典出版社、1994）には「器用」が載っているが、現代の用例が見られない。
- 2、来田隆「器量」と「器用」（『鎌倉時代語研究』第二十三輯、武蔵野書院、2000）において「器量」との比較を行いながら室町時代の「器用」を中心に意味分析して、類義関係にある「器量」との違いを解明しようとしている。但し、室町時代の「器用」はなぜ斯様な意味になっているのか、いつの時代に遡上できるのか、その出自となる中国語の「器用」との関わり方は如何なるものか、等のような点については再考を要する。
- 3、筆者による平成10年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会の「漢語の意味変化について―「器用」を中心に―」と題する研究発表資料を基に修正、加筆を施したものである。
- 4、拙稿「器量」の統紹（『国文学攷』255号）及び「器量」①器皿の容量（容器の容量、筆者訳、以下同）（用例略、以下同）②才識、度量（『漢語大詞典』、漢語大詞典出版社、1994）という語釈からも察知される。
- 5、注1を参照されたい。
- 6、「器要」は『日本国語大辞典』（第二版）をはじめとする国語辞典には収録されていない。
- 7、「機用」は『日本国語大辞典』（第二版）には収載されているが、「機械のはたらき。機械、器具、設備など、物質文化の効用」といった近代の意味として語釈されているのみで「器用」との相違が明らかである。
- 8、注4の拙稿を参照されたい。
- 9、峰岸明『平安時代古記録の国学的研究』第一部第二章（東京大学出版会、1986）
- 10、注4の拙稿を参照されたい。
- 11、『私教類聚（吉備真備の家訓書）』（日本思想大系⑧、岩波書店）に『顔氏家訓』の勉学の一節がそのまま「農民則計量耕稼、商賈則討論貨賄、工巧則致精器用、伎芸則沈思法術、武夫則慣習弓馬」と引用されているように、「器用」が現れている。吉備真備の家訓としては日本最古のものではないかという。が、現在に伝わらずに逸失した。三十八条よりなり、中国の唐宋時代盛んに行われていた北齊の顔之推の『顔氏家訓』に範を取っていたと言われている。
- 12、当該の用例は『日本国語大辞典』（第二版）等の辞書に収録されている。

- 13、注2を参照されたい。
- 14、注2において「室町時代には「器用」の勢力が増大し、その意味・用法を拡大している」と指摘している。
- 15、注2、及び注4の拙稿を参照されたい。
- 16、『保元物語』における「器用」の文例は『日本国語大辞典』（第二版）をはじめとする国語辞書や注2の論考にも引用されているが、和漢混淆文には「器用」が一例のみという指摘が見られないように思われる。
- 17、頭注に依れば、「底本「器量」。「器用」はわざにとくみなこと。底本のまま「器量」とすると才器と度量をそなえ、物の役に立つ働きをすること」と記している。
- 18、注2において鎌倉時代における「器用」が「能力、力量」を表す「器量」の同義語として看做されているという意味記述との違いは明らかに見える。
- 19、「「器量骨柄」と同様に用いたもので、その「器用」は容貌や風采などの美しさを表したものである」（森田武『天草版平家物語難語句解の研究』清文堂、1976）と、「器用」条において説かれている。
- 20、例えば、『新札往来』、『尺素往来』、『武家家訓・遺訓集成』、『甲陽軍鑑』等を列挙できる。

検索文献：

本稿で調べた中日両国文献は『国文学攷』第159号に掲載された拙稿「「減氣・験氣・元氣」小考」を参照されたいが、新たに追加調査した文献の典拠については文中に明記している。

—らん・ちくみん、広島市立大学客員研究員—